

コミュニティセンター 新規サークル・団体・個人の登録のご案内

1. コミュニティセンターの目的

- ・市民活動、生涯学習の支援 ・地域活動の拠点 ・市民交流の場の提供
- 大人から子どもまで、様々な世代の活動を支える拠点として、地域住民の誰もが気軽に利用することが出来ることを目的としています

2. 利用内容

- ・スポーツ、レクリエーション、サークル活動及び学習
- ・講座、研究会、展示会、その他各種集会
- ・地域住民の自主的な活動と相互の交流のために必要な事業実施など
- ・**政治活動、宗教活動、営利目的での利用はできません**
(利用状況によっては利用許可を取り消す場合もあります)

3. 提出書類 (団体登録は①②③の書類、個人登録は①の書類のみ提出必須)

- ①「逗子市施設予約システム利用登録申請書」
 - 他の施設で既に登録済の場合でも、提出してください
- ②「サークル・団体の活動情報」
 - 1階フロアの掲示板に掲示希望のサークル・団体はお申し出ください(原稿のまま掲載)
 - 写真の掲載は自由です(2Lサイズ以内)
- ③「会員名簿」… サークル・団体作成の様式でも可
 - 講師(指導者)がいる場合は記入してください
 - 会員、講師の住所は、番地不要
 - 代表者と担当者を明記してください(所定の欄に○を記入)
- ④「市民活動・生涯学習団体情報シート」… 市民交流センターへ提出する用紙(任意)
 - 生涯学習ガイドブック、WEBサイト、センター通信への**掲載を希望する**サークル・団体のみ提出してください

※ 提出していただいた個人情報は、施設利用の目的以外で使用することはありません

4. 有効期限

- ・「施設予約システム」の有効期限は、登録をした日から起算して、5年
(期限後、登録継続を希望するときは、更新手続きが必要)
- ・「サークル・団体の活動情報」「会員名簿」は、毎年更新

5. その他

- ・登録には、運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなどの写真付きの公的証明書 1点
または、健康保険証、社員証、年金手帳等 2点の組み合わせの提示が必要です
- ・団体登録は 4名以上です(但し、新規にサークルを立ち上げたい個人の方は団体扱いに
することができます。詳しくは職員にご相談ください)
- ・講師は代表者、担当者にはなれません。また、サークル運営に関する手続きはできません
- ・書類の提出後、情報の内容に変更が生じた時は、速やかにお知らせください
- ・申込み方法、利用料金等は別紙(案内パンフレット)をお読みください